

国民年金加入中に初診日があり、国民年金法の１級・２級の障害等級に該当した方で、原則として初診日前日において初診日の前々月までの加入期間２／３以上の保険料を納付された方（免除期間、学生納付特例期間を含む）、また、２０歳になる前に障害者となった方に支給されます。

※掲載ページ下部広告
(連続片側又は両側5ページ)
3×16cm 掲載料5,000円